3　第一項の「耐火二層管貫通部一時間耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること。

(1)　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十ミリメートル以上のもの

(2)　軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が百ミリメートル以上のもの

(3)　デッキプレート版（平板状又は波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったものにコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のもの（有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。）をいう。以下同じ。）を用いたもので、給水管等が貫通する部分のコンクリート厚さ（コンクリートの表面から鋼板の上面までの距離の最小値をいう。）が七十ミリメートル以上のもの

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造のもの又は軽量気泡コンクリートパネルを用いたもので、給水管等が貫通する部分の被覆厚が七十五ミリメートル以上のものであること。

二　法第二条第七号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、床又は壁の給水管等が貫通する部分の被覆厚が、床にあっては百ミリメートル以上、壁にあっては七十五ミリメートル以上であること。

イ　床又は壁（耐力壁に限る。）に通常の火災による火熱が一時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

ロ　令第百七条第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合すること。

4　第一項の「耐火二層管貫通部一時間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、デッキプレートその他これらに類するもの（次項第一号イ(2)において「合板等」という。）の上に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）、硬質木片セメント板又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。

(3)　裏側の部分又は直下の天井に厚さが十二・五ミリメートル以上の強化せっこうボードを二枚以上張ること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを二枚以上張ること。